

関係機関の設置及び児童相談所との併設等による機能強化の方向性について

関係機関	①業務の概要	②現状と課題	③他県の状況	④R3年度検討委員会及び現場からの主なご意見	⑤基本計画の方向性
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・家庭からの相談に応ずる事業 ・市町村の求めに応ずる事業 ・都道府県又は児童相談所からの受託による指導 ・里親等への支援 ・関係機関等との連携・連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭支援センターは、主に児童養護施設や乳児院がその機能を有しており、県内の施設でも機能の一部を果たしているが、児童家庭支援センターとしての設置はなし 	<ul style="list-style-type: none"> ・40道府県で設置（未設置：秋田、東京、神奈川、新潟、富山、愛知、島根） ・全国151か所のすべてが社会福祉法人による運営（主たる運営主体：児童養護施設108、乳児院13、母子生活支援施設9、児童心理治療施設6、単独15） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各児童養護施設や乳児院に児童家庭支援センターを置き、そこが地域家庭支援やフォスターリングの一翼を担う体制を構築している都道府県が多い ・児童相談所を機能強化するには、児童相談所以外の機関、特に民間機関をいかに強化していくかという視点が重要 【児童養護施設等】 ・まずは施設の小規模化を進めたいと考えており、児童家庭支援センターの設置については、施設の多機能化の一環として今後検討したい ・施設の多機能化の必要性は感じているが、人員体制整備や相談スペース等の確保は現時点では難しいと感じている ・ファミリーホーム廃止に伴い、地域の家庭や里親等への支援に取り組むため、児童家庭支援センターの開設に向け、準備を進めたい 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に一部の機能を発揮している児童養護施設等に対し、人員体制の強化及び施設改修を支援することなどにより、施設の多機能化を推進
児童心理治療施設	<p>家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の設置なし ・既存の入所施設である児童養護施設等やリハ病等の医療施設の状況や意見、児童精神科医の確保の見通しに加え、医療機関における児童精神科の充実の観点も含め、総合的に判断が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置自治体：37（未設置：秋田、山形、福島、東京、新潟、富山、石川、福井、奈良、徳島の10都県） ・施設数：53 ・ほとんどが社会福祉法人により設置・運営 設置主体：県5、政令市7、社会福祉法人41 運営主体：県3、政令市3、社会福祉法人47 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けた子どものトラウマケアが必要 ・親へのアセスメントやケアをセットで考える必要 ・入院治療施設や児童心理治療施設が必要 ・児童精神科医の増員・育成が必要 【児童相談所嘱託医・兼務医】 ・児童心理治療施設がないことで他の機関にしわ寄せが行っていることは否めない ・子どもの症状が良くなり、生活を立て直すことまで支援ができることを含めて考えると、児童心理治療施設があるとよい 【視察先（山梨県）】 ・児童相談所を児童心理治療施設と併設することで入所児童の情報共有の機会を密に持つことが可能 ・発達障害者支援センターの医師にも相談が可能 ・特別支援学校を併設することで、入所児童の学びの場の確保が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県における設置状況等を踏まえ、児童心理治療施設の設置を検討
市区町村子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援全般に係る業務（実情把握、相談対応等） ・要支援児童、要保護児童、特定妊婦等への支援 ・関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内10市町村で設置（富山、高岡、魚津、滑川、黒部、砺波、小矢部、南砺、舟橋、上市） ・国は、R4年度までに全市町村での設置を目指し、各市町村に設置を働きかけ ・人材の確保や育成、相談スペース等の確保が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・全1,718市町村中432団体（約25%）で設置（R2.4厚労省調査） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村子ども家庭総合支援拠点を設置しても、一時保護を解除して家庭に復帰した子どもの支援などについては、児童相談所によるサポートが必要 ・児童相談所だけで全てに対応することはできないため、基礎自治体の力が重要 ・児童相談所と市町村との役割分担に加え、協働のための関係づくりが必要 【富山市】 ・富山市子ども家庭総合支援拠点は、母子保健等と連携し、子育て世代包括支援センターと一体的に運営していることなどから、切り離して設置することは難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の改正を見据えた子ども家庭センターの設置及び効果的な運営のための研修の実施などの支援の実施 ・児童相談所と市町村子ども家庭総合支援拠点との連携体制の構築
女性相談センター（一時保護所を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護女子に関する相談対応 ・要保護女子及びその家庭への調査、医学的・心理学的及び職能的判定、指導 ・要保護女子の一時保護 	<ul style="list-style-type: none"> ・県のほぼ中央に立地 ・移転改築から12年しか経過していないこと ・女相に児童虐待防止コーディネーターを配置（R2.4） ・警察署に隣接し、DV加害者が来訪した場合に迅速な連携が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所（中央児相）と併設又は隣接：26府県 	<ul style="list-style-type: none"> 【女性相談センター】 ・児相との統合や併設は、連携がとりやすくなる反面、児相への来所者が多いため、DV相談者や一時保護所の秘匿性の確保に課題がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センター、児童相談所の体制強化 ・DVと児童虐待が併存するケースについて、合同ケース会議の開催や、実践的な研修の実施による相談対応力の向上など、ソフト面での連携強化
児童館・児童遊園	<p>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県内児童館数：47（県1、市41、町村5） ※富山市の13施設はすべて社会福祉法人等が運営 ・県内児童遊園数：6（氷見市2、砺波市4） 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所（中央児相）と併設又は隣接して設置する自治体なし 	<ul style="list-style-type: none"> 【児童相談所職員】 ・児相に来所する相談者にはプライバシー保護が必要であり、不特定多数の出入りがある施設の併設は適さない ・楽しく遊ぶ親子の雰囲気を感じることが、一時保護児童やその保護者にとってストレスになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・他県状況や現場からの意見を踏まえると、児童相談所への併設は適さないと考えられるが、児童相談所で生活する子どもにとって利用しやすい遊び場の確保に努める